

氏名	ごとう ひろし 後藤 浩士
学位の種類	博士（法学）
報告番号	甲第 1798 号
学位授与の日付	令和 2 年 3 月 16 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当（課程博士）
学位論文題目	会社法における内部統制と CSR 報告書の連関性に関する研究
論文審査委員	(主 査) 福岡大学 教授 畠田 公明 (副 査) 福岡大学 教授 久保 寛展 福岡大学 准教授 前越 俊之 九州大学 教授 徳本 譲

内 容 の 要 旨

1. 研究の目的

本論文は、企業による CSR 報告書（非財務情報）の自主的な情報開示の効果として内部統制システムの構築水準の向上に期待するものである。企業の開示情報は、財務情報と非財務情報に大別できるが、企業の社会的責任行動への要求が高まる中、質の高い非財務情報の開示により、多様な利害関係者による経営に対するモニタリング機能が強化される。本論文は非上場企業にも広く適用される会社法の観点から考察を行う。特に内部統制システムを補完する仕組みとして CSR 報告書の現状に着目し、「内部統制」と「CSR 報告書」との連関性の考察を通じ、内部統制システムの実質化の可能性を模索する。内部統制の構築と CSR 報告書の充実は、企業実務において、企業価値を高めるための不可欠の要素と認識されながらも、従来ほぼ無関係に論じられてきた。そこで、本論文では会社法上の内部統制システムに軸足を置きつつ、CSR 報告書との連関性の考察を試みる。

2. 会社法が規定する内部統制システムと整備状況

(1) 会社法が規定する内部統制システム

取締役会は、「業務の適正を確保するための体制」に関する事項を決定しなければならない。決定内容及び運用状況の概要を事業報告に記載する必要がある。ただし、法令上構築水準は十分に示されていない。この点につき、大和銀行事件（大阪地判平成 12 年 9 月 20 日判時 1721 号 3 頁）が判示しているように内部統制システムの構

築水準は一義的には決まらず、取締役会等の経営判断による部分が多くなる。「業務の適正を確保するための体制」の整備という意味において、「財務報告にかかる内部統制」とは異なる「業務統制にかかる内部統制」の体制の整備が必要であり、その内容が会社法施行規則 100条に規定されている。

(2) 米国 COSO フレームと会社法の内部統制との関係

COSO と会社法施行規則が定める項目には類似性が認められ、COSO の影響を否定することは困難である。実務的観点から会社法上の内部統制を評価すれば、体系的・網羅性が乏しく、統一感のないモデルである。また、会社法施行規則には決議すべき「項目」だけが記載されており、「内容」は記載されていない。COSO は 2013 年に改訂され、非財務報告及び内部向け報告が内部統制の目的に含められたが、これは広範な目的を想定している会社法の内部統制の整備・運用と整合的である。

(3) 内部統制システムの整備状況

(i) 東証コーポレートガバナンス白書の考察

東京証券取引所による「コーポレートガバナンス白書」の「2017年版」及び「2019年版」の記載内容を考察すると、内部統制システムの基本的な考え方及びその整備状況に関し、会社法および会社法施行規則の規定項目に沿って記載している会社が多い。

(ii) 商事法務調査結果の考察

商事法務による「取締役会の運営実態に関する調査」(2016)の考察の結果、内部統制モデルの選択は、企業の自由裁量であるが、実態は会社法及び会社法施行規則に沿う形で構築が行われており、PDCA サイクルを用いてスパイラルアップすることにより、整備水準が向上しつつあることが明らかとなった。同時に、内部統制に消極的な会社も一定程度存在することが確認された。形式的な整備が拡大しても不祥事が相次いで発生している現状から、今後は実質的な運用の充実が課題となる。

3. 非財務報告書の作成基準と開示状況

(1) 作成基準と開示状況

「TOPIX100 構成銘柄の非財務情報開示基準の活用状況」を考察すると、活用の多い順に SDGs、GRI、IIRC、ISO26000 となっている。その背景には、日本経団連企業行動憲章の 2010 年改訂に ISO26000 が、2017 年改訂に SDGs が盛り込まれたことがある。また、世界的には

GRI が普及し、GRI が中核となって IIRC が設立されたように、各基準は整合性を図りながらも特性を有する。SDGs は、「持続可能な開発」を達成するための企業等の取組みを促すものであり、単なる情報開示（形式）だけでなく、持続可能な開発（実質）への動きと捉えられる。開示情報に基づきステークホルダーと対話し、その結果を経営にフィードバックすることで経営判断や業務執行はより適切なものになる。すなわち、非財務情報の開示は内部統制に資すると考える。

（２）CSR の整備状況

「CSR 企業白書 2019」を考察すると、「社会性」項目のスコアの高い企業と「環境」分野の高評価との関連性が確認できる。また、内部統制を含む「企業統治」分野においても CSR 企業は高い評価を受けている。ESG それぞれの評価項目同士の連動と、ESG 評価と企業価値評価の指標に用いられることの多い「財務」評価との連動性についても確認できる。

4. まとめと課題—内部統制を中心に据えた CSR 経営は企業価値の向上に資するか

企業価値の捉え方は実務・理論上多様である。ブルドックソース事件（最決平成 19 年 8 月 7 日民集 61 巻 5 号 2215 頁）において最高裁は、敵対的買収事案において、初めて企業価値を判断基準に用いたが、明確な定義づけはなかった。これまでの会社法上の企業価値に関する議論は、企業買収の場面において、「会社の営利目的」の意味と「企業価値の本質」を密接に関連付けながらなされ、企業価値イコール株主利益と考える見解（株主利益説）と、企業価値は株主も含むステークホルダーの利益総体とする見解（ステークホルダー利益説）が対立してきた。

この点につき、企業実務においては、持続可能性の下で、経済・環境・社会を調和させたトリプル・ボトムライン経営が社会的に受容されている。また、理論的にも事業価値に加え、非事業資産の価値を含めた全体の価値を企業価値と定義する立場から、企業価値の増減の判断については、客観的かつ明確な評価が可能であり、経営者の恣意的な判断を助長する危険は少なく、仮に経営者が恣意的な判断をしても、株主は、①剰余金・残余財産分配の権利が保障され、②株主総会における議決権を有し、③剰余金配当は原則として株主総会の決議事項であり、さらに、④株主総会による取締役の選解任権、⑤株主代表訴訟権を有しており、最終的に、これら株主主権といえるような規範が意味を持つ。

これらの理論・実務上の観点から、ステークホルダー利益説がより説得的であり、企業はその価値を高めるために有用な非財務情報規格を選択する。その際、改訂 COSO の非財務報告の外部向け報告に CSR 報告書が位置づけられるように、非財務情報の内外部へ

の開示によりステークホルダーによるモニタリングが強化され、それに耐え得る内部統制システムの構築が不可欠となる。

審査の結果の要旨

1 わが国において各業界を代表するような企業の不祥事が繰り返され、社会経済に非常に大きな影響を及ぼしている。その度に、コーポレートガバナンス、内部統制システムの整備などが議論されている。他方、企業の社会的責任（CSR）に関する問題も盛んに議論され、CSR 報告書を作成する企業が多くなっている。後藤氏は、近年の会社実務において、「CSR 報告書の開示」と「内部統制システムの構築」が企業価値の向上という同じ目標に向けてパラレルに進められていることに着目し、「内部統制システム」が形式的な取り組みに陥り、実質的に機能していないのではないかと、「CSR 報告書」は企業イメージをよくするための都合の良い PR 情報になっているのではないかと、という問題意識を抱くに至った。そこで、本件博士学位申請論文では、内部統制システムに理論的及び実務的に「CSR 報告書」がいかに連関しているのか、また、内部統制システムの構築水準を高めるために、「CSR 報告書」がどのように貢献できるのかという点に関し、考察を試みる。

2 内部統制システムは、1920 年頃から米国を中心に広まった概念であり、当初は、「財務報告の信頼性」確保の前提とするものであったが、その後、経営者が使用人の「業務の効率性・有効性」や「違法（コンプライアンス）」を監視するシステムの意味合いが強くなり、現在においては、経営者自身を監督するシステムの意味で用いられることが多くなった。わが国の会社法も、取締役・執行役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保し、会社の業務の適正を確保するために必要なものとして定める体制と規定するにとどまる（会社 348 条 3 項 4 号・362 条 4 項 6 号・416 条 1 項 1 号ホ等）。しかし、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）は、近時、COSO フレームワークの改訂版において、非財務情報に関する報告の信頼性についても内部統制の目的に含まれることを求めており、CSR 報告書などのような非財務報告書に記載される当該企業による環境配慮・社会貢献・文化支援等の活動は、社会的責任意識を有する利害関係者の要求を満たすものである。多様な利害関係者の評価の総体である企業価値が向上すると考えられる。そこで、後藤氏は、内部統制システムに関する議論と非財務情報の積極的な外部への開示やその前提となる CSR 活動は、一定の連関性を有するといえる、と主張する。

3 「CSR 報告書」を論じるにあたり、まず、EU、米国および日本における CSR の定義に関する検討を行い、国内的にも国際的にも、明確かつ統一的な定義は確立されていないことを明らかにする。CSR 報告書の作成する際に、一般に、「企業の社会的責任」に関する国際的基準が参照されている。わが国の TOPIX100 構成銘柄の非財務情報開示ガイダンスの活用状況（2018）によれば、SDGs（持続可能な開発目標）（78 企業）、GRI スタンダード（34 企

業)、IIRC 国際統合報告フレームワーク (33 企業)、ISO26000 (24 企業) などとなっている。会社法の枠組みの中で、国際的先進的なフレームワークやガイダンスを駆使して、その実質化を図ることが社会的に求められていることを主張する。

4 米国、EU および英国の CSR 報告書に関する制度や運用を簡潔に概観した後、わが国の事例分析として、評価が高いと考える①富士フィルムホールディングス (化学)、②リコー (電気機器) および③エーザイ (医薬品) の CSR 活動と内部統制システムを対象とした考察を行った。また、わが国の近年の内部統制に関する主要な判例の動向について CSR の観点から、ESG 分類法に基づき、E-G (環境-ガバナンス) 型、S-G (社会-ガバナンス) 型、ESG (複合) 型および G (単独) 型に分類して検討している。裁判の個別の事案を当然に考慮しなければならないが、裁判事例を争点とはなっていない CSR (ESG) 的な観点から考察することによって、多様な利害関係者の利益を考慮し、ソフトロー等により、法令の適用に弾力性を持たせることで、企業経営に対する法的責任意識が企業実務においても高まることを、後藤氏は期待する。また、CSR 報告書の記述内容や数値の信頼性を確保する手段を提言している。

5 本件博士学位申請論文は、内部統制システムと CSR 報告書の連関性につて、従来議論されることが少なかった問題を詳細に考察するものである。内部統制システムの構築水準を高めるために、「CSR 報告書」の内容の基準、法的対応およびその信頼性を担保する手段などを検討している。もっとも、外国の制度・運用について、とくにドイツやフランスにおける最近の法事情の詳細な検討が不十分であること、CSR を内部統制の法規範にどのように取り込んでいけばよいかの立法論的提言が弱いこと、CSR と内部統制を結び付ける理由についてもっと明確にすべきではないかなどの意見が出た。主査・副査全員で審査した結果、これまで議論されることが少なかったテーマについて、とくに会社法領域からの議論に新たな 1 つの知見を示すものである。したがって、本件博士学位申請論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を示すものであり (本学大学院学位規程 18 条)、合格とすることで主査・副査全員の意見が一致した。